

地域産業6次ビジネスモデル推進事業 Q & A

区分	No.	質 問	回 答
申請に関する事	1	団体（コンソーシアム）とは、どのようなものを指すのか。	各地域の生産者と県内の加工業者や旅館業、観光業、大学等の多様な主体で構成された団体を指します。既存の団体でも新たに設立した団体でも申請することができます。 なお、団体の構成要件がありますので、「地域産業6次化ビジネスモデル推進事業実施要領 第5」を確認してください。
	2	「団体（コンソーシアム）」の体制は、どのように記載すればよいか。	相関図を添付してください。 なお、団体（コンソーシアム）としてどのように連携して事業を進め、助成金事業終了後も継続して事業に取り組んでいくのかを記載してください。
対象事業に関する事	3	開発する新商品や新サービスとして、一次産品は対象となるのか。	本事業における新商品や新サービスの開発の趣旨は、一次産品に何らかの加工を行ない、「新たな価値を付加した商品」を開発することであるため、単なる一次産品は対象外です。
	4	試作品の製造委託料として、原材料費は対象となるか。	原材料費は対象外です。 また、本事業では、あくまで試作に係る費用が対象であり、販売、譲渡、交換、貸付け等による経済的対価を得ることを目的とするものは認められません。
	5	製造委託する場合、添付資料として営業許可書や製造許可書等は、委託業者のものを提出すべきか。	委託事業者の営業許可書・製造許可書等を添付してください。
	6	パッケージ及びラベルに係るデザイン制作委託料は、自社で商品を製造・販売する（している）場合でも対象となるのか。	対象となります。 ただし、助成対象はデザイン制作委託料のみであり、版代や金型代等は対象外です。
	7	パッケージ及びラベルに係るデザイン制作委託料には、新商品を掲載するパンフレットやリーフレットのデザイン料、のぼり等制作費も対象となるか。	申請事業の目的に合致する場合は対象となります。 ただし、助成対象はデザイン制作委託料のみであり、版代や金型代等は対象外です。
	8	講師の派遣・師事、必要免許の取得には、旅費や宿泊料、免許取得料は含まれるか。	申請事業の目的に合致する場合は対象となります。申請の添付資料として、各種費用の見積りを提出してください。
	9	試作した新商品をテスト販売することはできるのか。	テスト販売の会場等で使用するパンフレット等のデザイン料及びのぼり等の制作費は対象となりますが、テスト販売する新商品の原

			材料や製造費は対象外です。 自費で作った商品のテスト販売は実施することができます。テスト販売を通じて、多くのお客様の声を聞き、ブラッシュアップに役立ててください。売上は実績として報告してください。
	10	テスト販売に関して、旅費や宿泊料、人件費、販売促進ツールの制作料は含まれるか。	申請事業の目的に合致する場合は対象となります。 ただし、申請時に添付資料として、各種費用の見積り、団体（コンソーシアム）の人件費の規定等を提出してください。
	11	コンソーシアム内でのメンバーへの発注も対象となるのか。	全ての経費において、コンソーシアム内のメンバーへの発注は補助対象外とします。